

答 申

### 1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という）が、一部非開示とした本件異議申立ての対象となった個人情報の非開示部分のうち、別表 1 に掲げる部分は非開示が妥当であるが、それ以外については開示すべきである。

### 2 本件諮問に至る経緯

- ( 1 ) 平成18年11月 6 日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例（平成14年 3 月 26 日島根県条例第 7 号。以下「条例」という）第12条第 1 項の規定に基づく個人情報開示請求があり、同年11月20日に個人情報開示請求書について補正書の提出があった。
- ( 2 ) 本件個人情報開示請求の内容  
「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援に関する実施要綱（県立学校）」の第10条にある「連絡協議会」で扱われた書面、書類、資料の全部の交付。（録音テープ（最新式も含む）による録音も含む）また、同第10条の第 2 項に該当するもの全部の交付。そして、「連絡協議会」の会議録の全部の交付（請求者（私）についてのもの。）（平成16年 4 月 1 日から平成18年 3 月まで）
- ( 3 ) この請求に対して、実施機関は、対象個人情報として特定したもののうち「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援に関する実施要綱（県立学校）」の第10条にある連絡協議会資料に記載された異議申立人に係る個人情報について、同年11月20日付けで部分開示決定を行った。  
開示しない部分及び開示しない理由：別表 2 のとおり
- ( 4 ) この決定に対して、異議申立人は、本件個人情報の部分開示決定を不服として同年11月24日に異議申立てを行った。
- ( 5 ) 実施機関は、条例第34条第 1 項の規定に従い、平成19年 2 月19日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 異議申立人の主張

- ( 1 ) 異議申立ての趣旨  
本件個人情報の部分開示決定処分を取り消し、全部開示を求める。
- ( 2 ) 異議申立ての理由  
異議申立人の異議申立書による主張の要旨は、以下のとおりである。  
ア 条例第15条により、全部開示を求める。条例第15条により、申立人（請求者）本人の情報であるものの開示を全部行ってもらい、本人の権利・利益の保護を求めるものである。  
イ 「訴訟」のためであり、「訴訟」では相手方（被告）との「対等」を確保するのは当然であり、申立人（請求者）の権利・利益を保護するために、本人個人のための情報を得るのは当然である。

### 4 実施機関の主張

実施機関の、非開示理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

( 1 ) 連絡協議会について

連絡協議会は、研修者の所属校の校長、教育センター所長及び高校教育課長が出席して、研修者の研修状況や研修計画の進行状況等について情報を共有し、今後の研修計画や研修内容について意見交換をすることを主な目的として開催されるものである。「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援に関する実施要綱（県立学校）」の第3条に規定されているように、教育センター研修の計画は教育センター所長が作成し、計画の作成や変更の際には必要に応じて所属校の校長や高校教育課長と協議することになっており、この協議会がその役割を果たしている。

( 2 ) 条例第13条第3号該当性について

請求の対象となった公文書の内容のうち、開示請求者以外の個人に関する情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

( 3 ) 条例第13条第7号該当性について

連絡協議会資料の評価、評価の観点等教育センター研修の評価に関する部分は、研修者の状況や指導を受けた内容及びその結果を詳細かつ具体的に記載したものである。非開示とした部分は、研修中途の情報であり、これらが開示されると研修者が研修や指導に対して反抗的な姿勢を示したり、研修に対して否定的な態度をとる等の結果、研修及び指導が円滑かつ効果的に実施できず、指導力向上を目的とする研修、指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。また、これらは一体的な情報であり、開示・非開示の区分が困難である。

ただし、平成17年度第三回連絡協議会の資料のうち、「教育センターにおける研修状況及び効果」については、異議申立人に対して行った事実確認の際にこの資料を提示しているため、非開示とはしていない。

## 5 審査会の判断

( 1 ) 本件対象個人情報について

実施機関では、「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱」を定め、同要綱に基づき該当する教員等へ対応することとしている。この要綱では、児童生徒等に適切な指導が行えない教員に認定された教員に対する対応は、「支援を要する教員」と「研修を要する教員」に区分し行うこととしている。この研修及び支援の実施に関し必要な事項を定めたものが、「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援に関する実施要綱（県立学校）」（以下「実施要綱」という）である。

本件対象個人情報は、実施要綱の第10条にある連絡協議会の会議資料のうち、平成16年4月1日から平成18年3月までのものに記載されている異議申立人に係る個人情報である。

連絡協議会の資料は、会議次第の他に、研修者の研修計画書や研修課題表などの計画段階の情報と連絡協議会開催までの研修者の研修状況についての報告やその評価などの研修の結果に係る情報が記載されている。

( 2 ) 条例第13条第3号該当性について

実施機関が、条例第13条第3号に該当するとして非開示とした部分は、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修を受講することとなった異議申立人以外の教員が所属する学校名及びその校長名であり、会議次第に記載されている。これらは、開示請求者以外の個人に関する情報ではあるが、もともと異議申立人との関わ

りがあって同一の公文書に記録されたものではなく、同じ連絡協議会で協議された別の対象教員に係る情報であり、異議申立人の個人情報とはいえない。

条例第11条第1項により開示請求ができるのは、公文書に記録されている「自己の個人情報」であることからすると、同一の公文書に記録されている情報であっても、自己の個人情報でないものは開示請求の対象とはならない。したがって、条例第13条第3号該当性を論ずるまでもない。

(3) 条例第13条第7号該当性について

実施機関は、条例第13条第7号に該当するとして非開示とした部分は、研修者の状況や指導を受けた内容及びその結果を詳細かつ具体的に記載しており、これらは研修中途の情報であるため、開示することにより研修者が研修や指導に対して反抗的な姿勢を示したり、研修に対して否定的な態度をとる等の結果、研修及び指導が円滑かつ効果的に実施できず、指導力向上を目的とする研修、指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

そこで、当審査会が本件対象個人情報を見分したところ、本件非開示部分に記載されている内容は、異議申立人に対する事実確認の際に提示したとして開示した部分の記載と比較しても大きな差異が認められないものが多くあった。このように既開示部分と大きな差異のない記載内容の部分については、開示しても支障のない情報であり条例第13条第7号に該当しない。

しかし、研修者についてのありのままの情報の中には、研修者本人に開示することを予定していない情報が含まれていると考えられ、そのような情報が開示されることとなれば、研修者本人の心身にマイナスの影響を与える可能性を否定できず、指導力向上を目的とする研修、指導事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示部分のうち、異議申立人に提示したとして開示した部分と大きな差異のない記載内容の部分以外（別表1）は、条例第13条第7号に該当する。

(4) 裁量的開示について

異議申立人は、異議申立書において、自己の裁判における相手方との対等性を確保するために条例第15条の裁量的開示による全部開示を求めている。

同条は、非開示情報であっても、実施機関が「本人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」は、当該個人情報を開示できるとして、実施機関に開示するか否かの裁量を認めた規定である。「本人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるとき」とは、本人との関係に係る特段の事情から、本人に開示することが適当と認める場合をいう。

異議申立人がいう相手方との対等性の確保とは、裁判における公平・中立性を確保するという趣旨であると考えられるが、その点では、「異議申立人の権利利益を保護するため」といえなくはない。

しかしながら、そのために個人情報に記載されている公文書を入手する手段は、弁護士法第23条の2や民事訴訟法第226条等で制度化されており、個人情報開示請求よりもそれらの制度の方がより適しているのは明らかであり、そうしたより適切な制度が他に存し活用できる以上、「特に必要がある」とはいえない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

公文書の件名	開示しない部分	開示しない理由
平成17年度第一回連絡協議会 第一回連絡協議会	学校名、校長名	請求対象外
平成17年度第二回連絡協議会 研修状況報告	〔特記事項〕 7項目の7行目 9項目全て	条例第13条第7号
平成17年度第三回連絡協議会 教育センター研修実施報告	〔月別実施研修・支援〕 4月の評価欄 8行目から36行 目まで 6月の評価欄の18行目から22 行目まで	条例第13条第7号

別表 2

公文書の件名	開示しない部分	開示しない理由
平成17年度第一回連絡協議会 第一回連絡協議会	学校名、校長名	条例第13条第3号
平成17年度第二回連絡協議会 研修状況報告	指導過程と研修への取組み、 特記事項	条例第13条第7号
平成17年度第三回連絡協議会 教育センター研修実施報告	月別実施研修・支援（評価）	条例第13条第7号

( 諮問第 1 2 号に関する審査会の処理経過 )

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 2 月 1 9 日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成 2 0 年 4 月 2 4 日 ( 審査会第 1 回目 )	審議
平成 2 0 年 5 月 8 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 2 0 年 5 月 2 9 日 ( 審査会第 2 回目 )	審議
平成 2 0 年 6 月 2 6 日 ( 審査会第 3 回目 )	審議
平成 2 0 年 7 月 2 3 日	実施機関から非開示理由説明書の補足説明書を受理
平成 2 0 年 7 月 2 4 日 ( 審査会第 4 回目 )	審議
平成 2 0 年 8 月 2 1 日 ( 審査会第 5 回目 )	審議
平成 2 0 年 9 月 2 5 日 ( 審査会第 6 回目 )	実施機関から意見聴取
平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日 ( 審査会第 7 回目 )	審議
平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日 ( 審査会第 8 回目 )	審議
平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日 ( 審査会第 9 回目 )	審議
平成 2 1 年 1 月 1 6 日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

( 参考 )

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 ( 株 ) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	( 財 ) しまね女性センター経営委員	